輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

輪之内都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、隣接する海津都市計画区域とともに、木曽三川に囲まれた豊富な水と緑を有する区域であるため、輪中堤・河川の修景整備や親水公園の整備を進めるとともに、 宝暦治水にまつわる歴史的資産や輪中文化を継承する水と緑と人の交流拠点として位置付けられます。

また、本区域は大垣都市計画区域に隣接し、名古屋市・岐阜市へも 1 時間程度で移動が可能な立地条件にあるとともに、農業が主要産業である区域であるため、農業基盤の整備を進めるとともに、農用地の高度化・作業効率化・コスト低減を促進し、厳しい農業情勢の中でも世代継承が可能な都市近郊農業地域としても位置付けられます。

一方で、本区域を取り巻く環境は、少子高齢化問題、地球温暖化等の環境問題、農業 後継者の不足等大きく変化しており、本区域の特性である豊富な自然環境を活用した魅 力ある個性的なまちづくりが望まれています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいまち」と設定し、「みんなでささえあう安全・安心なまちづくり」、「活気に満ちた産業のまちづくり」、「水と緑に囲まれた自然豊かなまちづくり」、「協働のまちづくり」を進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2019年(令和元年)に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年(令和12年)を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (輪之内都市計画区域マスタープラン)

目 次

1	当認	逐都市計画区域における現状と課題	1
	1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
	1-2	まちづくりの現況	1
	1–3	当該都市計画区域の課題	3
2	都市	ī計画の目標······	5
	2-1	都市づくりの基本理念	5
	2-2	地域毎の市街地像 (まちづくりのイメージ)	5
	2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	7
	2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	8
3	区垣	は区分の決定の有無	9
	3-1	区域区分の有無	9
4	主要	とな都市計画の決定の方針	11
	4–1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
		1. 主要用途の配置の方針	11
		2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	11
		3. 市街地の土地利用の方針	11
		4. その他の土地利用の方針	12
	4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
		1. 交通施設の都市計画の決定の方針	13
		2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
		3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
	4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
		1. 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
		2. 市街地整備の目標	16
		3. その他の市街地整備の方針	16
	4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	16
		1. 基本方針	16
		2. 主要な緑地の配置の方針	16
		3. 実現のための具体の都市計画制度の方針	17
		4. 主要な緑地の確保目標	17

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

輪之内都市計画区域(以降、「本区域」という。)を構成する輪之内町では、輪之内町第5次総合計画において、将来像を「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいまち」と設定し、「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」を基本理念としています。

さらに、この将来像・基本理念を実現するために、まちづくりの基本方針を以下のように設定 しています。

【基本方針】

- 1. 環境にもっとやさしいまちづくり
- 2. 安心・安全なまちづくり
- 3. みんなが元気で働けるまちづくり
- 4. もっとぬくもりのあるささえあいのまちづくり
- 5. 生涯いきいきと学習のできるまちづくり
- 6. 豊かで安定した経営ができるまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域は、長良川と揖斐川に挟まれた輪中地帯にあり、周囲を大垣都市計画区域、羽島都市計画区域、養老都市計画区域及び海津都市計画区域に囲まれた都市計画区域となっています。

本区域には、計画的に整備された農地が広がっており、点在する集落において人々の生活が営まれています。

本区域の主要な道路は、(国) 258 号、(主) 羽島養老線、(主) 北方多度線、(一) 安八平田線、(一) 安八海津線、(一) 今尾大垣線、町道 33382 号線で構成されており、本区域と隣接する区域とのネットワークを確保しています。

(1)人口の動向

- ・本区域の人口は、2010 年をピークに減少傾向(国勢調査:10,028 人(2010 年)、9,973 人(2015 年)) に転じています。
- ・世帯数は、増加傾向(国勢調査: 3,015 世帯(2010年)、3,138 世帯(2015年)) にあり、 一世帯当たり平均世帯人員は減少傾向(国勢調査: 3.33人(2010年)、3.18人(2015年)) にあります。
- ・核家族世帯は増加傾向(国勢調査:1,560世帯(2010年)、1,691世帯(2015年))にあり

ます。

・老年人口(65歳以上人口)の割合は増加傾向(国勢調査:19.9%(2010年)、23.1%(2015年))、年少人口(15歳未満人口)の割合は減少傾向(国勢調査:16.0%(2010年)、15.2%(2015年))にあり、少子高齢化の進展がみられます。

(2)土地利用の動向

- ・本区域は、都市計画区域に指定されている一方で、起伏のない平坦な地形には優良な農地が広がり、農業振興地域としても指定を受けています。土地利用の状況を見ると、住居用地は全域の7.8%、工業用地は2.8%、商業用地は0.7%、農地は53.6%、公共施設用地は1.6%(2016年)となっています。
- ・本区域では、生活の場としての良好な居住環境の整備と農業地域としての土地利用の継承 を基本とした整備が進められています。
- ・本区域内には既存集落が点在し、空き家等は少ないですが、市街地を形成するまでには至っていません。

① 住宅地

- ・本区域は、堤防等の微高地に形成された小規模な集落が散在的に立地しています。
- ・開発許可による住宅の開発は、専用住宅が主体となっています。

② 工業地

・工業施設としては、周辺環境に配慮した南波・里工業団地、楡俣工業団地、下大榑工業団 地、中郷新田工業団地、東大藪工業団地等に企業が集積しています。

③ 商業地

・(主)羽島養老線沿道には、大型商業施設が立地しており、地域住民の日常生活を支え、に ぎわいのある商業空間を形成しています。

(3) 生活環境の整備状況

① 交通体系

- ・本区域の主要な道路として(国)258 号、(主)羽島養老線、(主)北方多度線、(一)安八平田線、(一)安八海津線、(一)今尾大垣線、町道33382 号線が配置されており、いずれも整備済みとなっています。しかし、これらの道路の中には、歩道の未設置区間が存在するほか、(主)羽島養老線の揖斐川渡河部では交通渋滞を起こしています。
- ・集落内の道路については、相対的に幅員が狭小であり、自動車交通に支障をきたしています。

・交通機関については、輪之内町コミュニティバスとデマンドバスが運行しており、デマンドバス運行を 2015 年に開始し、特に高齢者の移動手段として利用され、デマンドバス運行以前に比べ、利用者が増加しています。

② 下水道

・本区域における公共下水道の整備率は 92.7%で、都市計画区域人口に対する汚水処理人口 普及率は 88.1% (2018 年度末) となっています。

③ 公園

- ・本区域は、歴史的にそのほとんどが農地として開拓されているため、周辺の自然環境は豊かなものとなっており、集落内には境内地・史跡周辺を活用した広場が点在しています。
- ・本区域における都市計画区域人ロー人当たりの公園・緑地等面積は、7.4 m²/人(2018 年度) となっています。

4) 防災

- ・本区域内の3箇所にコミュニティ防災センターがあり、各種講習会等に利用されています。
- ・治水対策、防災行政無線や防災拠点の整備、安全確保対策など、災害に強いまちづくりを 推進しています。

(3)自然環境等の状況

- ・本区域を取り囲む長良川・揖斐川・大榑川は、豊かな水の流れ等良好な自然環境を有して おり、本区域からの遠景として豊かな緑を提供している養老山地とともに、住民にうるお い・やすらぎを与えています。
- ・本区域の特性である輪中堤には、まとまった緑地が存在しています。
- 本区域内には優良な農地が広がっています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

|(1)良好な居住環境の維持・保全と生活環境の向上|

・超高齢社会に対応した新しい都市環境を実現するために、本区域内外の交通体系の確保や 医療施設等の充実を図る他、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備 し、すべての人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

(2)土地利用の計画的な展開

- ・主要な幹線道路沿道に立地する大型商業施設周辺については、地域の消費の中心をなし、 地域ににぎわいをもたらす貴重な区域であるため、周辺環境と調和した商業サービス施設 の集積を図る必要があります。
- ・本区域内における既存の工業系企業は、本区域の経済を支える貴重な産業であるため、周 辺環境に配慮しつつ、継続して立地を維持・支援する必要があります。また、地域活性化 のため、周辺環境への影響を考慮した上で、工業系企業の誘致が求められています。

(3)都市基盤整備の充実

- ・本区域は、鉄道が通っておらず、バスも十分であるとは言えないため、住民の移動手段は 自動車主体となっています。今後は、快適に移動できる公共交通機関の充実を図るととも に、渋滞緩和や交通安全を重視しながら、交通の円滑化を図るための着実な整備が求めら れています。
- ・公共下水道については、効率的な運営管理のもと整備を推進する必要があります。

(4)都市の安全・安心の確保

- ・地震、水害などの災害による被害を未然に防止する、あるいは被害を最小限にするために 災害に強い都市構造を構築する必要があります。
- 災害時における避難路や避難場所の確保が必要となります。
- ・安心して暮らせる都市環境を形成する必要があります。

(5)自然環境との共生

- ・本区域を取り囲む輪中堤、のびやかな田園風景、養老の山々が映える美しい景観、これら の恵まれた地域資源を活かした都市環境整備が必要となっています。
- ・本区域は、ほとんどが農地として開拓されたため、緑地空間としての広がりはありますが、 都市計画区域内全域を通じて身近な遊び場・コミュニティ形成の場・災害時における避難 場所としての公園・緑地が不足しているため、確保を検討する必要があります。

(6)都市の個性や魅力づくり

・地域固有の歴史的遺産や偉人を多く有していますが、近年は、伝承すべき歴史・文化が失われつつあるため、都市の魅力を向上させる必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域では、輪之内町第5次総合計画におけるまちづくりの将来像である「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現を都市づくりの基本理念として踏襲します。また、この基本理念を実現するため、4つの目標を設定し、まちづくりに取り組みます。

【都市づくりの基本理念】

住んでいて良かった、 これからもずっと住み続けたいまち

【都市づくりの目標】

- (1) みんなでささえあう安全・安心なまちづくり
- (2) 活気に満ちた産業のまちづくり
- (3) 水と緑に囲まれた自然豊かなまちづくり
- (4) 協働のまちづくり

2-2 地域毎の市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を、地域としての一体的なまとまりや、目指すべき将来像をもとに「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」及び「農業・集落地域」の4つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1)住居地域

- ・本区域には、農村集落地が点在しており、その景観に配慮したゆとりある住環境の保全を 図る地域とします。
- ・工業系企業の誘致などにより定住人口を確保し、周辺の自然環境と調和した秩序ある市街 地の誘導を図る地域とします。

(2) 商業地域

・(主)羽島養老線沿線を、本区域の地域消費の中心地区として位置付け、沿線に立地する既存の大型商業施設の充実を図るとともに、周辺環境と調和した沿道サービス施設の集積を図る地域とします。

●行政福祉ゾーン

・交流拠点としての役割も担う既存の公共施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施 設等の用地について、今後も住民のニーズに対応した機能の維持を図る地区とします。

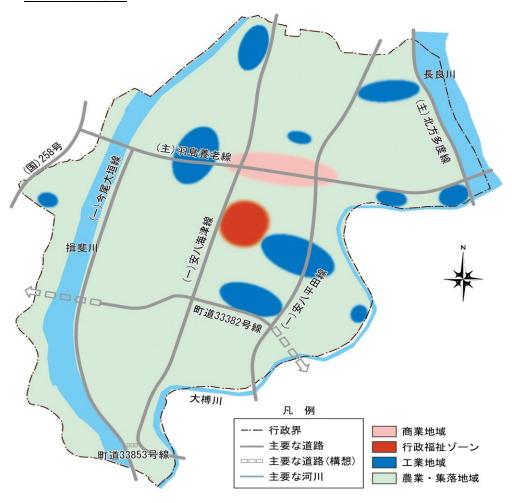
(3)工業地域

- ・工業ゾーンを設け、優先的な開発・整備を進めるとともに、道路交通網の利便性を活用し、 効率的な機能の集積を図る地域とします。
- ・周辺環境に配慮しながら、無秩序な開発を防止しつつ、計画的に工業系企業の誘致を検討 する地域とします。

(4)農業・集落地域

・重要な自然環境資源や内水対策としての保水・遊水機能を保持するため、農地の維持・保 全を図るとともに、無秩序な市街化を抑制する地域とします。

図:地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1)良好な居住環境の維持・保全と生活環境の向上

・超高齢社会への対策の実現を視野に入れた効率的な土地利用を図るため、本区域内の集落等と商業・行政機能の集積した地域や本区域外の都市とを円滑に移動できるよう交通体系を確保するとともに、誰もが不自由なく生活できるよう、医療施設等の充実やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・民間施設の整備を推進し、良好な居住環境の維持・保全と生活環境の向上を目指します。

(2)土地利用の計画的な展開

・新たな土地利用の需要に対しては、既存の集落内の低・未利用地の活用を図り、都市機能の集約化を促進します。ただし、広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を推進します。

(3)都市基盤整備の充実

- ・快適に移動できるデマンドバス等の公共交通機関の充実を図るとともに、福東大橋や大藪 大橋の渋滞緩和や交通安全を重視しながら、交通の円滑化を図るための整備を推進します。
- ・公共下水道の未整備地区については、整備を促進するとともに効率的な運営管理を推進します。

|(4)都市の防災・防犯性の向上|

- ・本区域は、河川災害の危険性が高い地域であるため、河川改修等の治水事業の推進に努め、 適正な維持管理を行い、水害の未然防止を推進します。
- ・道路の拡幅や耐震化等を図り、災害時における避難路、応急物資の輸送路の確保及び火災 の拡大防止に努めます。
- ・災害時における避難や応急救護の施設として重要なものと位置付けられる公共施設については、施設の耐震性強化を進めるとともに、上水道等のライフラインについても整備・改良を含め、十分な安全性の確保を図ります。
- ・民間の建築物の耐震化についても促進し、地震に強いまちづくりに努めます。
- ・日頃より地域住民への防火・防災意識の高揚を図るなど、ソフト対策についても積極的に 推進します。
- ・交通事故や犯罪を未然に防ぐため、通過交通の誘導や夜道における安全性の確保及び地域

住民との協働による自主防犯活動や監視体制の強化により、交通安全、防犯に対する環境 の向上を図ります。

・「人の目」を確保するために、街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮 した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

(5)自然環境との共生

- ・本区域の有する豊かな自然を次代へ継承するために、自然環境保全に関する指針の確立や 水質保全を図る流水の確保等を推進し、自然環境の保全と活用に努めます。
- ・農地をはじめとする広大な自然環境の保全に努めます。

(6)都市の個性や魅力づくり

・伝承すべき歴史・文化を次代に伝える活動の推進や人材の育成を図るとともに、文化会館 や歴史民俗資料館といった施設の充実により都市の個性や魅力の向上を図ります。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、輪之内町単独で形成し、西濃圏域における区域の一つに位置付けられており、本区域北側で大垣都市計画区域と接している他、周囲を羽島・養老・海津都市計画区域に囲まれています。

本区域が位置する岐阜県の南西部は、木曽三川をはじめ多くの河川が流れ、それによって涵養された肥沃な平野や養老・伊吹山系等の豊かな自然、多くの貴重な歴史・文化的資源に恵まれています。

このような背景を受け、本区域は農業が盛んであるため、農業基盤の整備を進めるとともに、 農用地の高度化・作業効率化・コスト低減を促進し、世代継承が可能な農業地域を目指します。 また、豊かな自然環境を有する区域であるため、輪中堤・河川の修景整備や親水公園の整備を 進めるとともに、宝暦治水にまつわる歴史的資産や輪中文化を継承する水と緑と人の交流拠点と して位置付けられています。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1)本区域の現状及び今後の見通し(展望)

① 地形その他の地理的条件

- ・本区域は、全域が平坦で緩やかな地形となっており、本区域を分断する地理的要素は存在 しないため、本区域内には小規模な既存集落が点在しています。
- ・本区域は、全域が農業振興地域であり、優良な農地の保全に関する一定の規制がかけられているため、都市化の傾向が低い状況となっています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・本区域の人口は、2010 年をピークに減少傾向に転じており、今後も減少していくことが想 定されます。
- ・高齢化の社会的動向は本区域においても進行しており、既存集落周辺地域では、今後、人口の減少が危惧されます。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・工業については、従業者数、製造品出荷額等は、年々増加しており、また、名神高速道路 安八スマートインターチェンジが開通したことにより工業用地としての土地需要が見込ま れますが、大規模な土地需要は見込まれません。
- ・商業については、従業者数、年間商品販売額は、年々減少しており、隣接地域と連絡する 主要な道路が少ない本区域では、大型商業施設等の立地は見込まれないため、現在の状況 が継続すると考えられます。

④ 土地利用の現状等

- ・本区域の土地利用は、全域が農業振興地域に指定されていることもあり、豊富な水資源を 活かした水田が都市計画区域の大部分を占めており、その中に既存の集落、商業・工業系 の土地利用が点在しています。
- ・建築着工動向は近年減少傾向にあり、建築着工箇所は既存集落周辺が主となっています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・本区域の骨格を形成する主要な幹線道路は整備済みとなっています。
- ・下水道については、順次整備を進めています。
- ・本区域内に都市計画公園はありませんが、良好な農地・河川周辺等自然環境は豊かであり、 狭小ではあるものの集落内には神社・史跡を活用した広場が存在します。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

・県営土地改良事業候補地の四郷南部地区に「四郷南部工業団地」を新設する計画が検討されています。

(2)区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

・本区域においては、人口は減少傾向となっており、都市化の傾向が低いため、新たな都市 的土地利用の拡大の可能性は低いと考えられます。

② 良好な環境を有するコンパクトな都市の形成

・本区域内に点在する既存集落地域では、道路、公園、下水道等都市基盤を計画的に整備し、 良好な集落環境を形成することが望まれますが、市街地を形成するまでには至っておらず、 引き続き集落基盤等の整備を進めます。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・本区域は、全域が農業振興地域であり、このうち約 5 割が農用地区域に指定されており、 開発行為に対して一定の規制がかけられていることから、今後も無秩序な市街化の拡大及 び著しい自然環境喪失の可能性は低いと考えられます。
- ・工業団地の新設が計画されている四郷南部地区においては、近隣の住宅地や周辺環境に十 分に配慮します。
- ・本区域は長良川、揖斐川等の河川に囲まれ、良好な景観を有する緑地が広がっていること から、今後もこれら緑地等の自然環境の保全・整備等を積極的に行います。



以上により、本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも 良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能なことから、区域区分を定めな いものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1)住居系

・本区域には、古くからの農村集落が点在しているため、今後は、既存集落について生活利 便性向上に必要な道路等の集落環境の改善に資する基盤整備を進め、ゆとりある住環境の 保全と整備を図るとともに、企業誘致等に伴う新たな流入人口に対しては、住宅需要を考 慮した上で、基盤整備等を検討します。

(2)商業系

- ① 沿道商業地
- ・(主)羽島養老線沿道に立地する大型商業施設周辺を、今後も継続して本区域の地域消費の 中心をなす商業ゾーンとして位置付け、周辺環境と調和した沿道サービス施設の集積を図 ります。

② 行政福祉ゾーン

・役場等公共公益施設が集積する本区域中心部については、長期的に行政・福祉・レクリエーション等一体的・計画的な機能配置を図る地区として位置付けます。

(3)工業系

- ・楡俣地区、福東地区、下大榑地区、中郷新田地区、南波・里地区、東大藪地区の既存の工業地は、生産機能の強化・維持を図ります。
- ・四郷南部地区においては、新たな工業系の土地需要に対応するため、周辺の自然環境や住 環境に十分配慮しながら、工業系土地利用を検討します。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

・本区域は一般基準を基に全域中密度(容積率200%)とし、周辺環境と調和を図りながら住宅地、工業地、商業地を適切に定めます。

3. 市街地の土地利用の方針

|(1)居住環境の改善又は維持に関する方針|

・本区域には、古くからの農村集落が点在しており、その周辺に農地が広がっていることか ら、今後もゆとりある住環境の保全と整備を図ります。また、工業系企業の誘致などによ る定住人口の確保のため、新たな住環境の充実を図ります。

4. その他の土地利用の方針

(1)優良な農地との健全な調和に関する方針

・本区域は、全域が農業振興地域に指定され、優良な農地が多く存在しているため、将来的 にも自然環境の保全等の観点から、優良な農地の保全を行います。

(2)災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・本区域は、揖斐川、長良川及び大榑川に囲まれ、水害の危険性が高い状況にあることから、 内水排除対策として保水・遊水機能を保持するため、農地の保全を図ります。
- ・必要な開発等を行う場合には、調整池の設置等の代替施策の実施により従前の保水・遊水 機能を保全させるなど、雨水流出を抑制するための対策を図ります。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・本区域は、起伏の少ない平坦な地形であり、そこに広がる優良な農地を住民にうるおい・ やすらぎを提供している重要な自然環境資源と位置付け、今後も積極的な保全に努めます。
- ・輪中堤をはじめとする河川沿いには、樹木等が保全されており、さらに、水棲生物等もみられる本区域の重要な自然地域となっており、このような自然環境の保全・活用を図るとともに、水環境の浄化に努めます。

(4)計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域における現況・将来の動向を勘案して、建築物の形態規制を適切に設定するととも に、生活基盤の整備を検討し、居住環境の向上を図ります。
- ・主要な幹線道路沿道及び河川の堤防沿い等に散在する小規模な集落地については、生活基 盤の整備や既存コミュニティの維持等、集落の特色を活かした良好な集落居住環境を創出 する住宅地として位置付けます。
- ・今後の土地利用においては、優良な農地を保全するため新たな宅地開発を抑制するなど、 農地との調和を推進します。
- ・必要に応じて個別案件毎に自然環境や営農環境、居住環境等との調和に十分に配慮し、農 林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用を誘導します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1)基本方針

① 交通体系の整備の方針

・広域的な交通ネットワークや都市計画区域内における交通を円滑にするため、必要に応じ た道路の整備を進めます。

● 道路

- ・周辺市町及び本区域内の各集落・地域の連絡性を強化し、さらに、長期的な将来土地利用 方針等に整合した幹線道路網の形成を図ります。
- ・本区域に隣接する大垣及び養老都市計画区域内を通過する東海環状自動車道や、名神高速 道路安八スマートインターチェンジ設置による交通需要の増大に対応するため、アクセス 道路の強化・充実を図るとともに、揖斐川・長良川渡河部での交通分散や災害時における 避難経路の確保を進めます。
- ・今後の超高齢社会に対応した歩行者・車椅子等が安心かつ快適に移動可能な歩行者系ネットワークの確立を推進します。

● 公共交通

・現在の路線バス、デマンドバスの運行体制の維持・充実を図るとともに、幹線道路網の整備にあわせ、超高齢社会に対応した公共交通サービスの充実を図ります。

② 整備水準の目標

・本区域においては、現在、都市計画道路はなく、都市計画区域内や広域への連絡性の確保 や交通需要の増大に対応するため、未改良路線の整備や新たな町道の整備を進めます。

(2)主要な施設の配置の方針

① 道路

主要な道路として、本区域における円滑な交通の流れと、本区域外とのアクセス性を高めるため、次のとおり道路を配置します。

種別	路線名	
都市の広域的な主軸となる	(国)258 号、(主)羽島養老線	
幹線道路		
都市の骨格を形成する幹線	(主)北方多度線、(一)安八平田線、(一)安八海津線、	
道路	(一)今尾大垣線、町道 33853 号線	
都市の東西方向における広	(仮称) 養老輪之内線、町道 33382 号線、(仮称) 輪之	
域的な主軸となる幹線道路	内海津線	

(3)主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備考
道路	町道 33853 号線	

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1)基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・本区域においては、快適な居住環境を確保するために、特定環境保全公共下水道事業による整備を進め、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・今後も、継続して事業を推進し、農業施策との調和を図りながら生活環境の改善及び水質 の保全に努めます。

●河川

- ・今後も引き続き、河川改修(堤防の強化等)の計画的な治水対策を進めるとともに、流域 全体の保水機能を維持・向上させるため、開発事業者に対しては、雨水流出抑制などの対 策を実施する指導を図ります。
- ・住民の自然・景観への関心が高まっており、住民が身近に自然・水辺空間にふれあえる区域としての整備を図ります。

② 整備水準の目標

●下水道

・本区域の概ね20年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率100%を目指します。

●河川

・河川の整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する河川については中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する長良川等については、それぞれが目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標(治水安全度)
河川	大榑川:1/10

(2)主要な施設の配置の方針

① 下水道

・本区域の下水道については、集落地を中心とした特定環境保全公共下水道輪之内処理区を

処理区域とし、輪之内浄化センターを終末処理場として配置します。

② 河川

・本区域東部を南北に流下する長良川、西部を南北に流下する揖斐川、南東部を流れる大榑 川を主要な河川として位置付けます。

(3)主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	特定環境保全公共下水道	輪之内処理区
> 	長良川	河川改修
河川	揖斐川	河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1)基本方針

・衛生環境の整備を推進するとともに、住民意識の啓発を図り、官民協働による住民参加型 のごみの分別収集やリサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向けたごみの減量化を推 進します。

(2)主要な施設の配置の方針

① ごみ処理施設

・可燃物については西濃環境保全センター(大野町)、不燃物については西南濃粗大廃棄物処理センター(養老町)を配置し、各施設で処理が行われており、今後もこの体制を維持します。

② 火葬場

・火葬場・やすらぎ苑(安八町輪之内町共同斎場)を配置します。

(3)主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設はありません。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

・本区域は、都市化の動向が少なく、今後人口は減少傾向にあることから、土地区画整理事

業などの市街地開発事業を実施する予定はありませんが、主要な幹線道路沿道については、 個別店舗が立地する可能性があるため、必要に応じて周辺環境に配慮した計画的な開発を 行うように誘導します。

2. 市街地整備の目標

・優先的に概ね10年以内に実施することを予定する具体の市街地開発事業はありません。

3. その他の市街地整備の方針

・点在する既存集落等については、地区の現状や将来の発展動向を踏まえ、居住環境の改善・ 向上に努めます。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

・自然とのふれあいの場の創出、健康の増進や交流の促進、災害避難地の確保を目指し、住 民が日常の中で身近に活用できる集落公園等の整備を検討します。

(2)整備水準の目標

- ・概ね20年後の整備水準の目標としては、現在の水準を維持します。
- ・身近な憩いの場や災害時における避難場所となる公園の確保が求められていることを踏ま え、既存の公園・緑地の保全を図りつつ、新たな公園・緑地の確保を検討します。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それ ぞれの配置の方針を示します。

(1)環境保全系統

・本区域の地形的特性でもある輪中堤や長良川・揖斐川・大榑川等の河川周辺の緑地については、将来的にも良好な自然を維持するみどりとして位置付け、自然とふれあう親水公園・ 周辺地域との交流の場等としての整備を図ります。

(2)レクリエーション系統

・本区域中心部に位置するアポロンスタジアムをレクリエーション活動の場となるスポーツの拠点として位置付け、緑道等の施設的な対応により利便性の向上を図ります。

(3)防災系統

- ・災害防止、あるいは災害時における避難場所として、既存集落内に公園を位置付けます。
- ・町全体が輪中地帯にあるため、水害への備えとして大吉新田地内揖斐川沿いに水防機能や 情報収集・発信、避難場所として必要な防災拠点の整備を推進します。

(4)景観構成系統

・本区域の大半を占める田園風景については、都市景観を構成する重要な要素として位置付 け、保全します。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

- ・住民にとって身近な公園となる集落公園や緑地、その他の既存の公園の拡大・整備を行う 際には、道路等農村集落の基盤整備とあわせた整備を目指します。
- ・農業振興地域等の他法令の規制区域においては、今後も適切な維持を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する具体の公園等の公共空地はありませんが、 今後、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、必要に応じ住民が身近 に利用できる公園等の公共空地の計画的な整備を進めます。